トランクルーム利用契約書

賃貸人　株式会社 土門　（以下甲という）と_ 賃借人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（以下乙という）は、次の各条項を充分理解したうえで、業務委託契約（以下本契約という）を締結し
その証として本契約書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各々一通づつ所持する。

頭書（1）目的物の表示

物件表示	所在地	〒231-0007　横浜市中区弁天通四丁目53番地2　B1階		
	名称	DOMON　BOX	部屋番号	№.　　（　㎡）
賃貸人	住所	〒231-0048　横浜市中区蓬莱町二丁目４番地5		
	氏名	株式会社土門	電話番号	045-253-1133
賃借人	住所			
	氏名		電話番号	会社 携帯
管理会社	住所	〒231-0048　横浜市中区蓬莱町二丁目４番地5		
	氏名	株式会社土門	電話番号	045-253-1133

頭書（2）契約期間

西暦　　年　　月　　日　　～　　年　　月　　日　まで（　　年間）

頭書（3）賃料、鍵等

賃料	月額 （消費税含）	円	保証金	円	事務手数料	0　円
建物出入口（シリンダーキー）			建物出入口（ICタグ）		室内出入口（シリンダー錠）	
NO.		本	NO.	本	NO.	本
火災・家財保険料 （1年間　任意）		円				

第1条　（契約期間）
本委託契約書（2）のとおりとする。
甲においては3ヶ月前に、乙においては1ヶ月前までに文書にて相手方の解約の通知がない場合は自動更新と致します。但し、乙は更新の場合更新料として金　　0　　円を甲に支払い更新できるものとする。
第2条　（本契約の目的）
室番号に定められた室内を収納目的として使用するものとする。宿泊、仮眠、異臭物、危険物又は法律で禁止されている様な物の持込、通路に収納物を置く事や近隣に迷惑を及ぼす行為は出来ません。以上に違反が判明した場合直ちに契約を解除出来るものとする。
第3条　（契約の解除）
乙からの解約は1ヶ月前予告で承ります。但し月の途中の解約の場合の賃料に関しては日割計算しないものとする。
甲からの解約の場合は3ヶ月前予告とします。
2、前項の規定に拘らず下記に該当した場合、何時でも文書により予告後本契約を解除する事が出来る。
（1）相手方が本契約の規定に違反し、催告したにもかかわらず何らかの処置も行わず改善が見られない場合
（2）どちらか一方が相手方に対し、利益を害した場合
（3）乙が破産、解散、和議申請、会社整理の申し立て等を受けた場合
（4）本委託契約該当物件が解約・撤退・売却等何らかの事由により存在しなくなった時
（5）明渡しに際、本トランクルーム内に残地物がある時は乙が所有権を放棄したものとみなし、甲はこれを任意に処分することができ、乙は何等異議を申し出ないものとする。又この場合の処分費用は乙の負担とする。
（6）その他何らかの事情により、本契約を実行する事が出来なくなった場合
第4条　（事故・盗難）
室内の盗難・事故等については、賃貸人等は一切の責任を負わない事とし何等の名目をもってしても賃借人は損害賠償等の請求は出来ないものとする。
第5条　（保証金）
本委託契約書（3）のとおりとする。
契約後6ヶ月以内の解約の場合は50％を償却させて頂きます。室内の破損等は別途実費請求させて頂きます。
第6条　（火災保険・家財保険等）
火災保険・家財保険等に関しては、賃借人の任意となりますので各自ご加入願います。
第7条　（事務手数料）
本委託契約書（3）のとおりとする。
契約時に事務手数料として金　　0　　円お支払頂きます。
第8条　（シリンダー錠・ICタグ等の紛失）
シリンダー錠・ICタグ等を紛失した場合は直ちにお申出下さい。この時鍵交換の為の費用としてシリンダーキー、ICタグ共に各々金 5,000円ご負担いただきますので、鍵等の保管には充分注意してください。
第9条　（免責）
甲は下記の乙の損害について、故意の又は重過失の場合を除き一切の責任を負わない。
①地震・火災・風災・水害等の災害その他不可抗力によって生じた損害。
②建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して本物の使用が不可能となり、本契約が終了する事による直接的間接的損害。
③盗難・紛失等による甲又は第三者による損害。
④本物件の内外に設置された諸設備、諸施設、その他の工作物等の故障若しくは設置保存の瑕疵による電気供給の停止、断水、排水不良、水漏れ、冠水、排気不良、火災、爆発、落下、有毒ガス物質の発生等に起因した人体財産に対する損害。
⑤甲又は他の賃借人の行なう諸作業に起因した生じた人体、財産に対する損害。
⑥本物件の結露、カビ、害虫に起因して生じた人体、財産に対する損害。
乙と第3者（使用者等）との間で生じたトラブル又は損害賠償問題については、理由の如何にとわずその当事者間で問題解決するものとし、甲及び管理会社はこれに関与しない。
第10条　（賃料の支払）
賃借人は賃貸人に対して、毎月末日までに翌月分の室料を振込にて支払うものとします。この時、振込に要する費用は賃借人の負担とします。また、その時の振込票をもって領収書に代えさせて頂きます。
賃料の支払を遅延した場合は、当該支払金の元金に対して支払期日の翌月から支払日に至るまで年利割合14.6%（年365日計算）による遅延損害金と督促状発送後は事務手数料5,250円をお支払いただきます。

第11条（賃料のお振込先）

フリナガ 振込先
フリナガ　カ）ドモン 口座名義 株式会社土門　　口座番号

第12条　（管轄裁判所）
本契約から生じる甲乙間の紛争に関する訴訟については、本レンタルBOX所在の管轄裁判所とする事を甲及び乙は合意した。
第13条　（信義誠実の原則）
本契約に記載のない事項及び本契約書の条項に関して生じる解釈上の疑義は、民法、その他関係法令及び信義誠実の原則に従い、当事者間において誠意をもってその都度協議して善処解決するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲（貸主）　　㊞

乙（借主）　　㊞

（自宅）　　（携帯）

（勤務先）　　（緊急連絡先）

（本人確認書類）　運転免許証　　健康保険証　　その他

運転免許証番号NO　　健康保険番号NO